

資源ゴミの無断持ち去りを禁止し、資源リサイクル運動を
推進できる社会的環境を守るための法整備を求める意見書

今日、全国の自治体において、古紙やアルミ缶などの資源ゴミを収集するための集積所を設けて、それらを再利用、再使用する取り組みが行われています。

ところが、住民が地球環境を守ろうと時間を割いて分別収集した資源ゴミが、自治体の長やその指定する以外の者によって無断で持ち去られる行為が多発しています。持ち去り現場では、住民とのトラブルも発生しており、住民の安全も日々脅かされている状況です。このようなことは、分別収集する住民の協力によって成立している資源リサイクルの仕組みを揺るがしかねない事態であると同時に、貴重なリサイクル意識を損ないかねない断じて許し難い行為であり、大きな社会問題であります。

各自治体においては、資源持ち去り防止のパトロールの強化や条例化などの取り組みを拡大していますが、根本的な全面解決には至っておりません。

そこで、住民が取り組む地球環境を守るためのリサイクル活動が妨害されることなく、資源ゴミを確実に指定業者に受け渡すことができるよう法整備を進める必要があります。

よって、江戸川区議会は、政府に対し、自治体の長やその指定する以外の者が、家庭系廃棄物の集積場所に排出された資源物（再生利用を目的として収集するもの）の収集及び運搬することを禁止するよう、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正を要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 25 年 10 月 25 日

江戸川区議会議長 高 木 秀 隆

内閣総理大臣、環境大臣 あて